9　配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第９項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

10　前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

11　保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則6.2.及び7.に限る。）に定める基準に適合する配光形態のうち配光制御信号（当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。以下同じ。）が出力状態にない状態（以下「基本すれ違い状態」という。）であり、かつ、協定規則第123号改訂版補足第９改訂版の規則6.4.6.に規定される範囲にカットオフ（すれ違い状態の照射方法を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。）を有する場合において、灯火ユニット（配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。以下同じ。）の光源の目標光束（光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。）の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものをいう。

12・13　（略）

（前部霧灯）

第43条　前部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条第２項の告示で定める基準は、協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第10改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第10改訂版の規則6.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第10改訂版の規則10.3.5.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第10改訂版の規則5.6.(b)及び5.7.（5.7.2.及び5.7.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第10改訂版の規則5.5.(a)に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

9　配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第９項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

10　前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

11　保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則6.2.及び7.に限る。）に定める基準に適合する配光形態のうち配光制御信号（当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。以下同じ。）が出力状態にない状態（以下「基本すれ違い状態」という。）であり、かつ、協定規則第123号改訂版補足第８改訂版の規則6.4.6.に規定される範囲にカットオフ（すれ違い状態の照射方法を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。）を有する場合において、灯火ユニット（配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。以下同じ。）の光源の目標光束（光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。）の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものをいう。

12・13　（略）

（前部霧灯）

第43条　前部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条第２項の告示で定める基準は、協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第９改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第９改訂版の規則6.に限る。）に定める基準にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第９改訂版の規則10.3.5.に限る。）に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第９改訂版の規則5.6.(b)及び5.7.（5.7.2.及び5.7.3.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第９改訂版の規則5.5.(a)に限る。）に定める基準にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。